

西郷村太陽光発電設備設置事業指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西郷村内における太陽光発電設備の設置を適切に誘導することにより、良好な自然、景観及び生活環境との調和を図り、設置区域及びその周辺区域における災害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する設備をいう。
ただし、建築物等の屋根又は屋上に設置するものを除く。
- (2) 設置事業 発電設備の設置を行う事業をいう。
- (3) 設置区域 発電設備の有無にかかわらず設置事業を実施しようとする区域をいう。
- (4) 事業者 設置事業を実施しようとする者をいう。
- (5) 地元行政区等 設置区域に係る行政区その他の関係団体をいう。

(適用を受ける事業)

第3条 この要綱の適用を受ける設置事業は、設置区域の土地の合計面積が1,000平方メートル以上かつ太陽電池モジュールの合計面積が1,000平方メートル以上であるもの(既に、施工又は施工中のものとの一体的に行う場合で、その合計面積が1,000平方メートル以上となるものを含む。)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令を遵守するほか、設置区域、周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分に配慮するとともに、事故、公害及び災害(以下「事故等」という。)を防止し、地元行政区等と良好な関係を保つものとする。

- 2 事業者は、設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は地元行政区等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。

(地元行政区等への説明)

第5条 事業者は、次条の規定による届出を行う前に、設置事業の施工内容等について、地元行政区等に対する説明会を開催し、理解を得るものとする。

- 2 事業者は、前項の説明会を開催したときは、次条第1項第14号に規定する書類を作成するものとする。

(設置届)

第6条 事業者は、設置事業に着手する60日前までに、太陽光発電設備設置事業届出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、村長と協議するものとする。

- (1) 太陽光発電事業計画書(様式第2号)

- (2) 法人の登記簿謄本（事業者が法人の場合）、会社案内
- (3) 位置図（縮尺 1/50,000 以上）
- (4) 現況図（縮尺 1/2,500 以上）
- (5) 土地利用計画図（縮尺 1/1,000 以上）
- (6) 土地造成計画平面図（縮尺 1/1,000 以上）
- (7) 土地造成計画縦断図（縮尺 縦 1/100 以上 横 1/1,000 以上）
- (8) 土地造成計画横断図（縮尺 1/100～1/200）
- (9) 流量計算書
- (10) 排水施設構造図（縮尺 1/500 以上）
- (11) 排水経路図（縮尺 1/10,000 以上）
- (12) 工作物設計図（平面図 立面図 断面図）
- (13) 字図（字図には、地番、所有者等を記入すること。）
- (14) 太陽光発電事業説明会報告書（様式第 3 号）
- (15) 環境対策に関する計画書（任意）
- (16) 太陽光発電設置の廃棄等費用の積立に関する資料
- (17) その他村長が必要と認める書類

2 前項の規定により届け出た事項や事業の内容に変更（用途・敷地面積・構造物・工事期間等の変更をいう）が生じた場合、又は事業の廃止をしようとするときは、太陽光発電設備設置事業（変更・廃止）届（様式 4 号）を村長に提出するものとする。

ただし、特に村長が認める場合には、この限りではない。

3 第 1 項の届出書の提出は、正本・副本各 1 部とする。

（協議完了の通知）

第 7 条 村長は、前条第 1 項の協議が完了したときは、同条第 3 項の副本を当該事業者に送付するものとする。

（指導）

第 8 条 村長は、必要があると認めるときには、事業者に対し、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは、処理状況報告書（様式第 5 号）を村長に提出するものとする。

（工事着手届等）

第 9 条 事業者は、工事の着手、完了、中止、再開において、工事着手（完了・中止・再開）届（様式 6 号）を村長に提出するものとする。

（地位の承継）

第 10 条 設置届出書を提出した事業者等について相続その他の一般承継があったときは、相続人その他の一般承継人は、被承継人が有する本要綱に基づく地位を承継するものとする。

2 すでに設置工事が完了した後又は発電事業が開始された後、事業者等が変更される場合も同様とする。

3 第1項又は第2項の規定により地位を承継した者は、太陽光発電施設設置事業地位承継届出書（様式第7号）を村長に提出するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めのない事項及び村長が特に必要と認める事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則（令和2年6月19日告示第113号）

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

（経過措置）

この要綱の施行の際、現に発電設備を設置している事業者であって、実質的に一つと認められる場所に発電設備を設置し、又は既に設置している発電設備を変更等することにより、設置区域の土地の合計面積が1,000平方メートル以上かつ太陽電池モジュールの合計面積が1,000平方メートル以上である場合は、第3条の規定による対象とみなして、この要綱の規定を適用する。